

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険法施行規則が規定する障害等級表において、外貌醜状の等級に男女の差が設けられていることに関し、昨年、京都地裁は「不合理な差別的取扱いで違憲」と判決した（平成 22 年 6 月 10 日確定）。

この判決の趣旨を踏まえ、労働者災害補償保険法施行規則及び国家公務員災害補償法の規定に基づく人事院規則の障害等級表が改正されたことから、これらに準拠して障害等級表を定めている**犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則**について改正するもの。

2 改正の概要

(1) 男女差の解消

男子の「外貌に著しい醜状を残すもの」については、これまでの第 12 級から第 7 級に、「外貌に醜状を残すもの」については、これまでの第 14 級から第 12 級にそれぞれ改正することにより、男女差を解消する。

※「著しい醜状」…顔面部の鶏卵大面以上の癍痕等

※「醜状」…顔面部の 10 円銅貨大以上の癍痕等

(2) 新たな級（相当程度の醜状）の設定

外貌障害に係る医療技術の進展を踏まえ、これまで「著しい醜状を残すもの」とされてきた外貌障害のうち、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害について適切に評価するため、「相当程度の醜状を残すもの」という区分を新たに設け、これを障害等級 9 級とする。

※「相当程度の醜状」…顔面部の長さ 5 cm 以上の線状痕

等級	新(男女共通)	旧(男女格差)
7	著しい醜状	女子の著しい醜状
9	相当程度の醜状	
12	醜状	女子の醜状 男子の著しい醜状
14		男子の醜状

(3) 施行期日

公布の日から施行とする（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則については平成 22 年 6 月 10 日以降に発生した犯罪被害について、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則については同日以降に症状が固定した災害について、それぞれ適用する。）。

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>犯罪被害者支援要綱の制定等について</p>	<p>平成23年7月7日 給与厚生課</p>
<p>警察における総合的な犯罪被害者支援は、平成8年の「被害者対策要綱」により始まり、その後、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)、犯罪被害者等の支援に関する指針(平成20年国家公安委員会告示第25号)により充実してきた。</p> <p>今般、第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、同計画に示された警察関係施策を中心に、今後5か年度で推進すべき支援施策の具体的推進要領を示すため、被害者対策要綱を見直し、新たに犯罪被害者支援要綱を策定するもの。また、平成9年度から毎年度策定してきた警察庁犯罪被害者支援推進計画についても、同要綱の項目立てに従い整理することとした。</p> <p>1 犯罪被害者支援要綱</p> <p>(1) 実施期間 平成27年度末までのおおむね5年間</p> <p>(2) 体制等 警察庁、都道府県警察に、それぞれ総合的な犯罪被害者支援を実施するための委員会を設置し、年度ごとの支援施策推進計画を策定する。</p> <p>(3) 主な具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 損害回復・経済的支援への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進 P 2 ・ 犯罪被害給付制度の運用改善 P 2 ・ 医療費等の負担軽減 P 3 ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 P 3 ・ 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止 P 3 ③ 刑事手続への関与拡充への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進 P 5 ・ 捜査に関する適切な情報提供等 P 6 ④ 支援等のための体制整備への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実等 P 7 ・ 民間の団体との連携・協力の強化、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導等 P 9 ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 P 9 ・ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施 P 9 <p>2 警察庁犯罪被害者支援推進計画 P 11~ 平成23年度において、警察庁が行う支援施策を網羅的に取りまとめたもの。</p>		

1 経緯

今後の我が国のPKO等の在り方を検討するため、東内閣府副大臣（座長）、関係府省庁の担当副大臣等及び局長級関係者が出席。

昨年10月29日に第1回、11月29日に第2回、12月17日に第3回、本年1月24日に第4回、2月3日に有識者ヒアリング、2月21日に第5回、6月6日に第6回が開催。

第7回（7月4日）において中間取りまとめが決定。

2 中間取りまとめ（別添資料のとおり）

次の事項について記述。

「I はじめに

II 今後の我が国の国際平和協力の在り方

1 現状認識

- (1) 国際環境の変化に伴う国連PKOの変遷と新たな課題
- (2) 我が国による国際平和協力の実績
- (3) 我が国による国際平和協力に対する国内の評価
- (4) 我が国が有する能力の十分な活用

2 我が国の今後の国際平和協力の理念と活動の方向性

- (1) 世界とともに生きる我が国の国益と責務
- (2) オール・ジャパンとしての総合的な取り組み
- (3) 我が国が得意とする分野の活用と新規業務への進出

3 国連PKO等への積極的参画に向けた具体的方途

- (1) オール・ジャパンとしての連携の強化
- (2) 業務・権限等の在り方
- (3) 効果的な業務実施のための諸制度の拡充
- (4) 一層の広報努力

4 派遣に際して考慮すべき要素

III 今後のフォローアップ」

3 警察に関連する記述のポイント

- 「II、1、(2) 我が国による国際平和協力の実績」（本文3頁）でカンボジアにおいて犠牲があったことについて記述。
- 「II、3、(1) オール・ジャパンとしての連携の強化」（本文7頁）に次の記述が盛り込まれた。

警察官等の文民要員の派遣については、これまでの経験と実績を踏まえ、知見や能力面での我が国の得意分野を考慮しつつ、日本らしさも活かした派遣の在り方を研究すること。

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、防衛大臣
及び有識者6名

2 開催日

平成23年7月8日（金）17時半～18時 於 官邸大会議室

3 議題

(1) 「情報セキュリティ2011」

「国民を守る情報セキュリティ戦略」（平成22年5月情報セキュリティ政策会議決定）に基づく、政府の情報セキュリティ政策に係る年度計画。主な警察関連施策は、次のとおり。

- 大規模サイバー攻撃事態への対処態勢の整備
- 平素からの情報収集・共有体制の構築強化
- サイバー犯罪に対する態勢の強化

(2) 2010年度の情報セキュリティ政策の評価等

「情報セキュリティ2010」（平成22年7月情報セキュリティ政策会議決定）に掲げた施策について、その推進状況を評価。

警察関連施策は、全て「A」評価（当初の予定どおり推進）

(3) その他

「政府機関における情報セキュリティに係る年次報告（平成22年度）」等について、報告等の予定

1 事案の概要

平成22年9月、「中国红客联盟」と称する者が、尖閣諸島の中国領有を主張する民間団体「中国民間保釣联合会」のウェブサイト上で、我が国に対するサイバー攻撃を行うよう呼び掛け。

同月16日から18日にかけて、3次にわたり、サイバー攻撃（複数種類のDDoS攻撃（注））が行われ、警察庁のウェブサイトの閲覧に支障が生じたもの。

（注）DDoS攻撃：攻撃目標のサーバに対して、複数のサーバやパソコンから同時に大量のデータを送り付け、その機能を停止させる電子的攻撃。

2 警察の対応

(1) 攻撃元の捜査等

- 当該期間における警察庁のウェブサーバに対する約2万に及ぶ発信元を分析し、継続的に頻度の高いアクセスを行った発信元については、サイバー攻撃である可能性が高いことから、IPアドレスを抽出。
- これらは、全て海外所在（そのうち約9割が中国所在）のものであったことから、ICPOを通じ、海外の捜査機関に対し、捜査協力要請を実施するとともに、再発防止措置を依頼。

(2) 国内における再発防止措置

- 国内の発信元については、全て所要の捜査をした結果、攻撃の踏み台となっていたコンピュータが我が国に所在することが判明したことから、セキュリティ対策の強化に関する指導等の再発防止措置を実施。

(3) 重要インフラ事業者等との情報共有

- 当該事案においては、中央省庁だけでなく、重要インフラ事業者等も攻撃対象として名指しされたことなどを踏まえ、サイバーテロ対策協議会（43都道府県で設置済）等の枠組みを通じ、全国の都道府県警察に対し、重要インフラ事業者等と情報共有を図るよう指示。

1 被害状況（7月6日現在。以下同じ。）

死者：15,538人、行方不明者：7,060人、負傷者：5,685人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約56,900人の警察官を派遣。
- 約11,800人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約3,800人（岩手約1,300人、宮城約1,600人、福島約900人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 18,200人	約 23,600人	約 15,100人	約 56,900人
人・日(延べ)	約145,400人	約188,500人	約118,000人	約451,900人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の捜索活動

間もなく発災後4か月を迎えるが、未だ多数の行方不明者がいることから、岩手県警察では約680人（うち特派約630人）、宮城県警察では約770人（うち特派約710人）、福島県警察では約80人（うち特派約50人）の態勢で捜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

特別派遣部隊約250人体勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を実施するとともに、計画的避難区域を中心とした地域を活動範囲として約300人体勢による重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約280人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,900体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約90%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

○ 福島第一原子力発電所事故に伴う120^m大型タンク輸送の終了

- ・ 東京電力は、6月4日から汚染水や処理水を貯蔵、保管するための大型タンク（120^mタンク：170基、100^mタンク：180基）をトレーラーに積載して栃木県鹿沼市から福島県楢葉町Jヴィレッジへ輸送中。
- ・ 7月7日までに120^mタンクの輸送をすべて終了。栃木県、茨城県及び福島県の警察官延べ973人（418台）が交通規制等に従事。100^mタンクの輸送は8月中旬まで継続。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（38人）を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中。原発による立入禁止区域内の無線中継所の障害、停電時における代替手段を検討中。